

答申第 840 号

情 公 第 1490 号

令和 8 年 7 月 7 日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学

理 事 長 大 谷 泰 夫 様

神 奈 川 県 情 報 公 開 審 査 会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 10 月 22 日付けで諮問された特定委託事業に関する文書一部非公開の
件（その 2）（諮問第 936 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である公立大学法人神奈川県立保健福祉大学は、審査請求人からの令和7年5月16日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開するとともに、同表の「改めて諾否の決定を行うべき情報」欄に掲げる情報について、改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年5月16日付けで、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「実施機関」という。）に対して、「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト 研究計画立案から実施に至るまでの計画変更の経緯に関連するメール、意思決定に係るメール」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年6月6日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和7年7月24日付けで、別表の「特定した行政文書」欄に掲げる各行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、本件対象文書に記載された氏名、メールアドレス、電話番号及びファックス番号（以下「本件非公開情報」という。）が、条例第5条第1号本文及び同条第5号オに該当するとして、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年8月29日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨

- (1) 本学では、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、一方、本学が社会

貢献として産学連携活動を推進していく上で、企業等との信頼関係を保ちながら、その責務を果たしていくことが重要であると考えている。

そのため、本件のような企業等と双方において保有する文書については、その性質を踏まえた取扱いを行う必要がある。企業等では、日々進歩する科学技術の発達に対応し、かつ有益な企業活動を展開していくため、保有する情報や活動内容等を公にできないという状況もあり、産学連携活動の相手方である本学においても、そうした企業等の活動に十分配慮して連携を図っていく必要がある。

そのため、本学は、本件対象文書の公開決定に当たり、第三者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第12条第1項の規定に基づく第三者への意見照会を行った。

その結果、本件非公開情報について、第三者から公開に支障がある旨の意見を得たため、当該意見も踏まえ、次のとおり非公開とした。

- (2) 本件対象文書に記載されている氏名、メールアドレス、電話番号、ファックス番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第5条第1号に該当するため、非公開とした。

さらに、当該メールに記載されている氏名、メールアドレス、電話番号、ファックス番号については、いずれも一般に公にされていないものであり、これらを公にすると、本来の目的外に使用され業務を妨害されることや、公開された特定の研究者等へ直接多数の問合せが行き、その対応に追われるなど、大学運営上、大きな支障が出ることから、条例第5条第5号オにも該当するため、非公開とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第1号本文及び同条第5号オに該当することを理由に本件処分を行ったところ、審査請求人は本件処分の取消しを求めているため、以下検討する。

(1) 非公開情報該当性について

ア 実施機関に所属する事務局職員の氏名、印影及び個人メールアドレス

標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定する例外的に公開対象となる情報とも認められないことから、条例第5条第5号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

イ 実施機関に所属する研究者の氏名及び個人メールアドレス

標記情報は、本件委託事業に関する情報とともに記載された研究者の氏名及び個人メールアドレスと認められる。

標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

もっとも、実施機関はその所属研究者の氏名をホームページ等で公にしていることから、標記情報は同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下「公表慣行情報」という。）に該当するとも考えられるが、標記情報は単に「実施機関に所属する研究者の氏名」という情報にとどまらず、「本件委託事業に関与する研究者の氏名」を明らかにするものと認められることから、標記情報を公表慣行情報と認めることはできず、また、同号ただし書ア、ウ及びエに規定する情報とも認められない。

したがって、条例第5条第5号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

ウ 実施機関以外の機関の担当者の氏名、個人メールアドレス及び所属組織名

(ア) 別表の項番9に掲げる行政文書の「宛先」及び「CC」欄に記載された担当者の氏名及び所属組織名

標記情報は、個人の氏名及びメールアドレスがその所属組織名と一体となって記録されていると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないことは明らかである。

もっとも、条例第6条は、同条所定の要件を満たす場合に実施機関に部分公開の義務を課しているところ、標記情報のうち所属組織名はこれ

を公開しても「個人の権利利益を害されるおそれがない」（条例第6条第2項）部分として、部分公開の要件を満たすものと認められる。また、当該情報を公開しても、実施機関の事業運営に支障を及ぼすとは認め難いため、条例第5条第5号オに規定する情報にも該当しない。

したがって、実施機関は、標記情報のうち所属組織名については公開すべきである。

(イ) その余の担当者の氏名及び個人メールアドレス

標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しない。

したがって、条例第5条第5号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

エ 実施機関及びその他の機関の電話番号、ファックス番号及びメールアドレス

当審査会が確認したところ、標記情報は、本件委託事業に係る実施機関、独立行政法人及びその他の法人の連絡先であることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第5号オに該当する理由として、これが公開されると本来の目的外に使用され業務を妨害されることや特定の研究者等へ直接多数の問合せが行き、その対応に追われるなど地方独立行政法人である実施機関の業務運営に大きな支障が生じる旨の説明をしている。

そこで検討すると、標記情報のうち、地方独立行政法人である実施機関及び独立行政法人（以下「独法等」という。）の連絡先については、これを公開すれば、本件委託事業に係る問合せ対応等に追われるなどして、独法等の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定し難いため、条例第5条第5号オに規定する情報に該当する。

一方、実施機関は、その他の法人の連絡先についても、これを公開することが実施機関の業務運営に支障が生じるものとして非公開としているが、そもそも実施機関とは別個独立の主体であるその他の法人の連絡先を公開

することが、なぜ実施機関自体の業務運営に支障が生じることになるのか、その理由について説明がなされているとは認め難く、また、個人の連絡先ではない以上、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとも認められない。

したがって、実施機関が独法等の連絡先を非公開としたことは、条例第5条第1号該当性を判断するまでもなく妥当であるが、その他の法人の連絡先、すなわち別表の「改めて諾否の決定を行うべき情報」欄に掲げる連絡先については、理由を精査のうえ改めて諾否の決定を行うべきである。

(2) 裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について、条例第7条に基づく裁量的公開の対象である旨主張する。

この点、条例第7条の適用については「非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較検討して」判断することとされているが（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準）、本件非公開情報の公開により得られる公益が、条例第5条第1号本文及び同条第5号オの規定により非公開とすることで保護される利益を超えると判断するに足りる事情は認め難いことから、実施機関が本件非公開情報の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

(3) 結論

よって、実施機関は、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開するとともに、同表の「改めて諾否の決定を行うべき情報」欄に掲げる情報について、改めて諾否の決定をすべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	特定した行政文書	公開すべき情報	改めて諾否の決定を行うべき情報
1	平成 25 年 6 月 6 日(木) 3 時 15 分付けメール	—	—
2	平成 25 年 6 月 6 日(木)14 時 54 分付けメール	—	—
3	平成 25 年 6 月 5 日(水)16 時 10 分付けメール	—	—
4	平成 25 年 8 月 12 日(月)11 時 33 分付けメール	—	—
5	平成 25 年 8 月 14 日(水)16 時 29 分付けメール	—	—
6	平成 25 年 8 月 15 日(木) 9 時 17 分付けメール	—	—
7	平成 25 年 8 月 15 日(木)13 時 19 分付けメール	—	公益財団法人の電話番号及びファックス番号
8	平成 25 年 12 月 16 日(月)11 時 29 分付けメール	—	公益財団法人の電話番号及びファックス番号
9	平成 25 年 12 月 17 日(火)14 時 2 分付けメール	「宛先」及び「CC」欄に記載された非公開情報のうち、所属組織名	—
10	平成 26 年 5 月 15 日(木) 9 時 54 分付けメール	—	—
11	平成 26 年 5 月 15 日(木)10 時 40 分付けメール	—	—
12	平成 26 年 5 月 23 日(金)16 時 23 分付けメール	—	—
13	平成 26 年 6 月 19 日(木)17 時 48 分付けメール	—	—
14	平成 27 年 3 月 6 日(金)11 時 35 分付けメール	—	—
15	平成 27 年 4 月 21 日(火) 6 時 23 分付けメール	—	—
16	平成 27 年 4 月 27 日(月)16 時 49 分付けメール	—	—
17	平成 27 年 5 月 8 日(金)16 時 32 分付けメール	—	—

項番	特定した行政文書	公開すべき情報	改めて諾否の決定を行うべき情報
18	平成 27 年 5 月 8 日(金)18 時 32 分付けメール	—	一般財団法人の電話番号及びファックス番号
19	平成 27 年 6 月 4 日(木)15 時 36 分付けメール	—	—
20	平成 27 年 6 月 10 日(水)14 時 48 分付けメール	—	—
21	平成 27 年 6 月 23 日(火)13 時 14 分付けメール	—	一般財団法人の電話番号及びファックス番号
22	平成 27 年 6 月 23 日(火)14 時 11 分付けメール	—	—
23	平成 27 年 7 月 13 日(月)11 時 59 分付けメール	—	—
24	平成 27 年 7 月 14 日(火)12 時 55 分付けメール	—	—
25	平成 27 年 7 月 23 日(木)15 時 15 分付けメール	—	—
26	平成 27 年 12 月 2 日(水)15 時 48 分付けメール	—	—

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 10 月 22 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 3 月 17 日 (第 258 回部会)	○ 審議
令和 8 年 5 月 25 日 (第 260 回部会)	○ 審議
令和 8 年 6 月 17 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 6 月 22 日 (第 261 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和８年７月７日現在）（五十音順）